

## 株式会社カンパニュラ 介護職員キャリアパス

雇用形態	職位	対応役職	職責	職務内容	任用等の要件			教育研修	役職手当金額
					求められる能力等	資格	経験		
正社員	部長	統括マネージャー	通所介護事業部の運営責任を負う	当法人が持つ各通所介護事業所の管理者含む従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の管理者含む従業者に對し法令等を尊守させるために必要な指揮命令を行う。レセプト請求及び、利用者に対しての請求等、収支に關わる業務全般。人事。	・各事業所のサービスの質の管理、従業者の指導、教育、業務の企画、立案、業務改善等を行う事が出来る事 ・レセプト請求業務が出来る事 ・Excel・Wordが操作出来る事	-	当法人で10年以上の経験を要している事	経営者研修	50,000円/月
	課長	管理者	施設の運営責任を負う	事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に對し法令等を尊守させるために必要な指揮命令を行う。事業所内における問題点等、統括への報連相。	・事業所の責任者として全体の運営方針及び目標設定を行い、その実現に向けて従業者を指示、指導する事が出来る事	防火・防災管理者資格	当法人で8年以上の経験を要している事	管理者研修	30,000円/月
	係長	生活相談員	高度な業務の遂行、他職員への指導・育成	指定通所介護の利用申込にかかる調整、利用者の生活相談、面接、身上調査、他の通所介護従業者に対する相談援助及び助言を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作業等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。	・介護職員リーダーの能力 ・管理者業務の補佐が出来る事 ・相談員業務を遂行するとともに、計画書の内容、目標等を介護職員に指示、指導出来る事	東京都が定める「生活相談員」としての資格要件	当法人で常勤として5年以上の経験、もしくは過去に生活相談員業務を担当し且当法人で1年以上の経験を要している事	実務研修 生活相談員研修	20,000円/月
	主任	介護職員リーダー	通常の介護業務、他職員への指導	利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他アクティビティやレクリエーション等、利用者に必要なサービスの提供にあたる。又、他介護職員に現場で状況に応じた指示を出す。利用者の送迎、研修員の指導。	・介護職員リーダー補佐の能力 ・生活相談員業務の補佐が出来る事 ・<送迎、フロア、入浴>業務について介護職員への指示、指導等が出来る事	介護福祉士実務者研修(旧ヘルパー1級)以上	当法人で常勤として3年以上の経験、もしくは過去に主任クラスの業務を担当し且当法人で1年以上の経験を要している事	実務研修 主任研修	10,000円/月
准正社員	上級	介護職員リーダー補佐	通常の介護業務、他職員への助言	利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他アクティビティやレクリエーション等、利用者に必要なサービスの提供にあたる。介護職員リーダーの補佐。利用者の送迎。	・一般介護職員の能力 ・介護職員リーダー業務の補佐が出来る事 ・送迎業務が出来る事 ・<送迎、フロア、入浴>業務のスケジュールや人員配置が出来る事	介護福祉士初任者研修(旧ヘルパー2級)以上	当法人で1年以上の経験を要している事	実務研修	0円/月
	中級	一般介護職員	通常の介護業務	利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他アクティビティやレクリエーション等、利用者に必要なサービスの提供にあたる。	・介護職研修員の能力 ・フロアリーダー業務が出来る事	-	1年未満	実務研修	0円/月
	初級	介護職研修員	通常の介護業務、業務内容の習得	中級以上の職位にある社員の指示により、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他アクティビティやレクリエーション等、利用者に必要なサービスの提供にあたる。	・フロア業務、入浴介助業務が出来る事	-	3ヶ月未満	新任研修 実務研修 ※認知症介護基礎研修	0円/月

## 職位にかかわらず支払われる賃金の昇給については下記表の通り

雇用形態	項目	詳細
正社員 及び夜専正社員 及び準正社員 及びパートタイム社員	基本給	昇給は毎年1回、10月1日付けで行うものとする。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。昇給額は、年齢及び勤務成績等を考慮して各個人ごとに決定する。
	調整手当	役職や資格等で評価出来ない能力等に応じてそれに見合う賃金を手当として支給する。昇給の時期は各職員の能力による。
正社員及び夜専正社員	技能・資格手当	下記表の資格等に対して手当を支給する。支給開始の時期は資格を取得した翌月の1日付けで行うものとする。
雇用形態	資格	手当金額
正社員及び夜専正社員	①下記の資格を1つ以上所有する者 ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・社会福祉主事任用資格 ・社会福祉法第19条第1項各号いづれかに該当する者と同等以上の能力を有する者と認められる者	20,000円/月
正社員及び夜専正社員	②下記の資格を1つ以上所有する者 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護職員(看護師、准看護師) ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師	20,000円/月
	③・①と②の資格を両方所有する者	30,000円/月
	④・介護支援専門員	30,000円/月

※上記表及び上記表以外を含む賃金についての詳細は賃金規程参照

※※その他、賃金改定規定、介護職員待遇改善による手当もあり。  
詳細は賃金改定規定、参照(介護職員等待遇改善計画書は毎年度更新)

令和7年10月1日～

正社員 基本給

¥212,900～

准正社員及びパートタイム社員 基本給

¥1,230～

&lt;研修等計画&gt;

個別の希望に求められる資格取得の為の計画を立て、教育訓練休暇や手当などで必要研修を受ける為の補助をする。